—なぜ広島に差別禁止条例が必要なのか—

第１０回学習会

「日本人ファースト」と差別禁止条例

日　時　：　2026年4月11日(土)14:00～16:30

場　所　：　広島弁護士会館

資料代　：　500 円(大学生以下、障がい者無料)

講演Ⅰ　黄菊枝（ファン・クッチ）さん

講演Ⅱ　アウンチーミィンさん

お二人のプロフィールは裏面をご参照ください。

日　　程		＜休憩　15 時 30 分（10 分）＞	
開会	14 時 00 分	質疑および意見交換	15 時 40 分(約 40 分)
主催者挨拶	14 時 05 分	主催者挨拶	16 時 20 分
講演Ⅰ	14 時 10 分(約 50 分)	閉会予定	16 時 30 分
講演Ⅱ	15 時 00 分(約 30 分)		

録画配信をご希望の方は下記のアドレス宛に4月18日までに申し込んでください。
参加費の振り込み等について連絡を差し上げます。

Email　joreiseitei.net@gmail.com

主催　「広島市差別のない人権尊重のまちづくり条例」制定を求めるネットワーク

問い合わせ先：joreiseitei.net@gmail.com

https://www.facebook.com/hiroshima.nohate/.　　@no_hate_hrsm.

広島弁護士会館

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀2-73

連絡先　条例制定ネットワーク事務局

Email　joreiseitei.net@gmail.com

　昨年夏の参議院選挙で、「日本人ファースト」を謳った政党が党勢を躍進させました。その後、自民党も後を追うように「外国人政策」を打ち出す姿勢を示し、「外国人の増加による不安」という漠然としたことばを掲げて今年 2 月の衆議院選挙で大勝しました。全国県知事会は昨年、多文化共生社会の実現に向けて責任を持って取り組むように国に提言をしましたが、年末には三重県知事が「県職員の採用について国籍条項の復活を検討」すると発言し、今年 2 月には、茨城県が不法就労の外国人に関する情報を市民から募り、摘発などにつながった場合に報奨金を支払う「通報報奨金制度」を、2026 年度から創設すると報道されています。さまざまな規制強化が議論される中、日本社会に急速に排外主義的な空気が広がりつつあるのを感じます。

　このような空気の中で、外国にルーツをもつ人々はどのような気持ちを抱いて生活しておられるのでしょうか。日本人は「訪日か定住か」という見方よりは「外国人か日本人か」という見方をする傾向が強いとも言われていますが、今の日本社会の構成員である人々まで「外国人」と一括りにする中で、現実に差別や排除が起きていくのではないでしょうか。

　今回の学習会では、在日コリアン 2 世で地域に根づいて 3 人のお子さんを育ててこられた黄菊枝さんと、広島市立大学大学院を卒業し、広島ミャンマーコミュニティの代表を務めながら、外国人労働者の管理団体で通訳として様々な相談にのっていらっしゃる、来日 7 年のアウンチーミィンさんにお話をしていただきます。当事者のお話に耳を傾け、多様な来歴や背景をもつ人々が共生する社会をつくっていくために、今、何が必要なのか、考えていきましょう。

「広島市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（案）とは

1　条例の趣旨

　「広島市人権尊重及び多文化共生のまちづくり推進条例」（案）は、すべての人が人として大切にされるとともに、文化の違いをのりこえてお互いを認め合い、年齢や性別、出身地や国籍、障害の有無で不利益を受けることもなく、すべての人々がともに生き、ともに暮らせるバリアフリーのまち、差別のないほんとうに平和なまち・ヒロシマをつくりだしていくことをめざします。

2　条例のポイント

●あらゆる差別やハラスメントを禁止　　●街中やインターネット上でのヘイトスピーチの禁止

●「人権尊重及び多文化共生」にかかわる学習の推進　　●ヘイトスピーチには罰則規定